

司法修習と修習生の現状

その2

司法修習と修習生の現状へその2へ

7月号に続き、修習制度と修習生を特集する。実務修習が、司法修習制度の中核であることは論を待たないと思われる。現行修習では、その期間は短縮され、新61期修習生からは、前期修習もそれに代わる導入研修もないまま実務修習を受けることになった。制度は変わっても、司法修習の根幹が揺らいで良いはずもない。司法修習委員会から弁護実務修習の概略、研修所の弁護教官経験者からの指摘及び修習生を間近に見ている会員の忌憚のない意見をお届けする。

CONTENTS

〈その2〉

- 1 弁護実務修習
- 2 弁護教官経験者から
- 3 座談会：修習と修習生の現状を語る

〈その1〉 * 7月号掲載済

- 1 司法修習の現状と課題
- 2 新規登録弁護士による修習実態の報告
- 3 採用側から見た修習と修習生

1 弁護実務修習

現状と個別指導担当弁護士お引受けのお願い

司法修習委員会総合副委員長 野中 智子 (47期)



1 はじめに

現在が司法修習制度の移行期にあり、大半の当会会員が経験した「現行修習」と法科大学院出身者が履修する「新修習」とが並存していることや新修習の概要などについては、先月号に掲載された藤原浩司法修習委員会委員長執筆の「司法修習の現状と課題」において既に述べられている。

本稿では、個別指導を引き受けてもよいと考えているが、どうも新修習制度が分からず二の足を踏んでいるという会員の方々のために、現在、東京弁護士会で実施されている弁護実務修習について、「現行修習」と「新修習」とを簡単に対比をしつつ説明することとする。

2 現行修習

(1) 司法修習の構成

従来型の「現行修習」は、修習期間が1年4か月短縮された以外は従前と変わりなく、司法研修所での前期修習から始まり、各実務修習、司法研修所での後期修習を経て二回試験で終わる。

(2) 弁護実務修習

弁護実務修習の中心は、個別指導担当弁護士の下で生きた事件を経験することにある。そのため、司法修習委員会では、修習期間が3か月に短縮された後、委員会主催の合同修習の数を減らし、現状においては、模擬裁判、民事・刑事ゼミナール、社会修習旅

行、日本司法支援センター審査会傍聴、合同講義（個別のテーマ、弁護士会の運営、弁護士のあり方）を、合同修習として実施している。

3 新修習

(1) 司法修習の構成

新修習において、実務修習は分野別実務修習と称されるが、前期修習がなく、また新修習初年度の新60期にだけ用意されていた導入研修もなく、直ちに実務修習が開始されるため、新61期以降の宣誓式は、各修習生の最初の実務修習庁（裁判所、検察庁または弁護士会）において執り行われる。各2か月の分野別実務修習がそれぞれ終了した後、東京・大阪・埼玉を実務修習地とする修習生（A班）は、司法研修所における集合修習（現行修習における後期修習に相当する）を2か月間受け、その後2か月間の選択型実務修習、二回試験を経て、1年間の司法修習を終える（上記以外が実務修習地の修習生（B班）は、各実務修習地において先に選択型実務修習を受けた後、集合修習を受ける）。なお、選択型実務修習については、後述する。

新61期以降、直ちに実務修習が開始されることとなったのは、法科大学院において法律実務を学んでいるとの前提に基づくものであるが、司法修習委員会が東京弁護士会配属の新61期174名に対し実務系科目の履修に関するアンケートを実施したところ、訴状を起案したことがない者が48%、答弁書は49%、準備書面は67%が経験したことがないという結果であった。起案に限らず、法科大学院における法律実務科目履修は、法科大学院ごと、あるいは個々の法科大学院生ごとのばらつきが多いのが実情である。

司法研修所は、前期修習の廃止にともない、教官が各実務修習地に出向く形の「出張講義」を実施する

（東京・埼玉の場合は研修所で行われる）が、わずか1日である。このような状況に対処するため、司法修習委員会は、現行修習における「社会修習旅行」を新修習においては「冒頭修習合宿」へと変更し、新61期の場合、民事弁護（保全・執行）及び刑事弁護に関する基礎講義を実施した。しかし、上述したアンケート結果などをふまえると起案の機会を与える必要があるのではないかと意見も多く、目下、新62期における合同修習の内容を再検討しているところである。

個別指導をご担当くださる会員の方々には、このような実情をご留意くださるようお願いしたい。

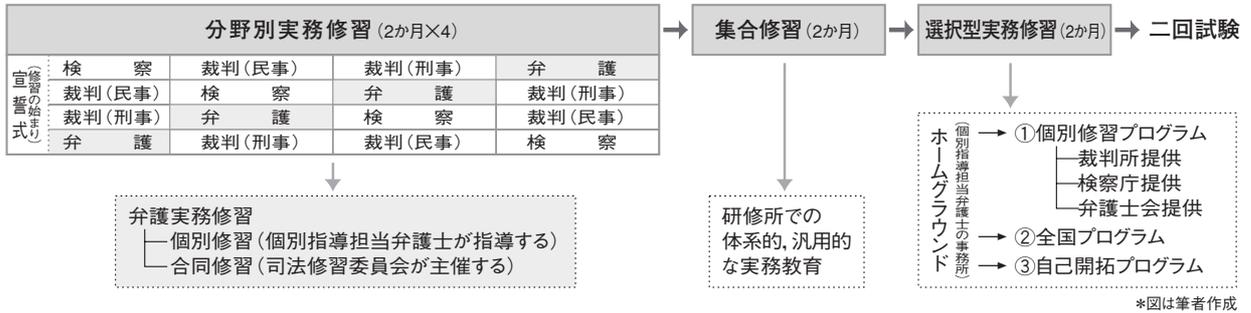
(2) 弁護実務修習

新修習では、2か月の弁護実務修習期間において、個別指導担当弁護士の下で生じた事件に接する時間を確保するため、合同修習を最小限に止めた（先に紹介した冒頭修習合宿、民事・刑事セミナー、弁護士会の運営と弁護士のあり方に関する合同講義）。

しかしながら、2か月間となると、民事裁判の期日は2期日入れればよいところであり、必ずしも尋問準備や最終準備書面を書く機会があるとは限らない。そこで、これらを補うべく、個別指導担当弁護士が過去に受任した修習に適した事件記録を活用していただくなどの工夫をお願いしたい。

また、刑事事件については、少なくとも国選1件（私選であっても、身柄拘束の公判事件であれば国選に代えることができ、即決裁判手続を含む）、当番弁護（起訴前弁護）をできるだけ1件、受任していただくようお願いしている。国選については、2か月の間に公判期日を確実に入れるため、個別指導担当弁護士向けガイダンス終了後速やかな受任をお願いしている。ただし、日頃刑事事件に取り組んでいない個別指導担当弁護士においては、あくまでも個別指導

新修習(東京・大阪・埼玉を実務修習地とするA班)のスケジュール (それ以外を実務修習地とするB班は、先に選択型実務修習を履修した後、集合修習を履修する)



担当弁護士の責任において同一事務所内の他の弁護士が受任した刑事事件、あるいは「指導協力弁護士」(個別指導担当弁護士の下に修習に適した事件がない事態に備え、所属事務所以外の東京弁護士会会員を個別指導の開始に際し指導協力弁護士として指定していただいている)が受任する刑事事件をもって、これらに代えることができる。

(3) 選択型実務修習

選択型実務修習とは、分野別実務修習の深化と補完を図るとともに多様な領域での修習を経験するという目的の下に導入された新しい制度であり、裁判所・検察庁・弁護士会が提供する「個別修習プログラム」、「全国プログラム」及び「自己開拓プログラム」の3種類が用意され、これらプログラムを各修習生が主体的に選択して組み立てるというものである。

この詳細については、川合善明会員執筆のLIBRA 2007年1月号「司法修習制度の現状」に譲り、ここでは、選択型実務修習の期間、弁護実務修習において配属された弁護士の事務所が修習生のホームグラウンドとなることなどを中心に説明する。

① ホームグラウンドとなる法律事務所

修習生は、選択型実務修習期間中(新61期の場合、2008〔平成20〕年9月22日から同年11月18日)、各人が選択したプログラムを履修するとき以外は、ホームグラウンドとして弁護実務修習において配属された弁護士の法律事務所に席を置く。個別指導を担当した弁護士は、修習生がホームグラウンドにいる間、原則として個別修習時と同様の指導をするが、プログラムの履修が優先される点を配慮していただく必要がある。

② 東京弁護士会提供の個別プログラム

東京弁護士会では、各委員会、各法律研究部及び

公設事務所のご協力により、新60期・新61期とも19プログラムを提供したが、初年度の新60期に比べると新61期の応募状況は減少傾向にある。これは、先にも述べたように、新61期においては東京などを実務修習地とする修習生(A班)の選択型実務修習が二回試験の直前に実施されるためと思われる。

司法修習委員会としては、民事模擬裁判のプログラムを提供しているが、新60期の履修者合計29名(東弁修習137名の21%)に対し、新61期の応募者合計は20名(同174名の11%)と減少している。現行修習で必修とされる模擬裁判は、修習生が熱心に取り組む、時に個別指導担当弁護士から苦情がくることもあったほどである。1つの事案を仲間と協議しながら掘り下げる貴重な機会であるとともに、その指導にあたる修習幹事らと緊密に接する機会としても意義あるものであっただけに、上記のような実情は遺憾である。

参考までに、新60期が選択した平均プログラム数は3.67であり、新61期は3.27である(上述した3種類の全プログラムを含む)。

4 司法修習委員会からのお願い

東京弁護士会で修習する現行62期の修習生は56名、新62期の修習生は最大250名の合計306名が予定されているところ、2008(平成20)年6月23日時点における個別指導担当弁護士の申出数は67名にすぎない。すなわち、今後、250名を超える個別指導担当弁護士の申出をお願いしなければならない状況にあることから、会員の方々におかれましては、本誌とともに送付される個別指導担当弁護士申出書を司法調査課宛に提出して下さるよう重ねてお願いする次第である(TEL.03-3581-2207, FAX.03-3581-0865)。

2 弁護教官経験者から

民事弁護教官経験者

会員 栗林 信介 (35期)



私は、今年4月1日まで3年間司法研修所民事弁護教官を務め、58期(後期のみ)・59期・現行60期・新60期・現行61期(前期のみ)の各クラスを担当した。以下は、私がこの3年間で感じた司法修習、就中、民事弁護科目における司法研修所と実務修習とに関する雑感である。

1 注目される実務修習

一昨年の11月27日から、新司法試験に合格した司法修習生に対する新しい司法修習が始まった(以下「新修習」という)。その新修習第1期生である新60期司法修習生は、修習開始の最初の4週間、司法研修所において14クラス編成による「導入研修」を受けた後、分野別実務修習(以下単に「実務修習」という)に入っていった。そして、昨年11月27日から開始された新61期の修習(25クラス編成)では、「導入研修」は実施されず、修習生は実務修習から修習をスタートすることとなった。

新60期に対して実施された「導入研修」はむしろ変則的なものであり、新修習では、従来の前期修習に該るものは実施されない制度設計なのであるから、新修習の中であって実務修習が極めて重要性をもつのは当然のことである。これに加えて、昨年12月に実施された新60期に対する司法修習生考査(以下「二回試験」という)では、民事弁護科目で30名を

超える修習生が不合格となったのだが、その直前である昨年8月に行われた現行60期に対する二回試験においても民事弁護科目では40名近い不合格者が出たこと、不合格者の人数はここ数年で顕著な増加傾向を示したことから、より具体的に、実務修習をどのように位置づけるべきか、実務修習と研修所における集合修習(あるいは現行型の後期修習)がどのように連携していくべきか、研修所の民事弁護教官室は実務修習に何を求めているのかといったことが注目されるようになったと思われる。

2 修習開始前の起案経験

(1) 最高裁判所のHPは、弁護実務修習を「個別指導弁護士の下で、法律相談などに立ち会ったり、様々な法律文書を起案して講評を受けたり、弁護士会の活動を体験したりします。」と説明している。もちろんこれは一般向けの説明であるから、これに基づいて問題を論じることはできないが、実務修習の理想型を示していることは間違いないところ、それは、従来の前期修習終了時と同等の知識やスキルを持った修習生を前提として初めて実現できるのではないだろうか。

(2) 新司法試験に合格した修習生が、法科大学院において、訴状等の起案をどの程度してきたかという

ことについて、私は、担当した新60期のクラスにおいて、「導入研修」時にアンケートを行った。その結果は、修習生60数名のうち、60%以上の者が法科大学院において訴状起案を行ったと回答したものの、答弁書や準備書面の起案となると、その数は20%ほどに過ぎなかった。このような数字は、新61期以降の修習生においてもそれほど変わっていないであろうから、当面、新修習の修習生はこのくらいの起案経験をもって実務修習に臨むことになる。

従来の前期修習の民事弁護科目では、訴状・答弁書・(最終)準備書面の各起案を実施し、教官が、修習生の起案に対する個別の添削をした上で100分～200分の講評を行ってきた。新修習においては、実務修習前に、研修所においてこのようなカリキュラムを受ける機会はなく、また実務修習は各分野2ヶ月間しかないのであるから、何の成果もなく弁護実務修習が終わってしまったということにもなりかねない(なお、民事弁護教官が各修習地に出向いて講義・講評を行ういわゆる出張講義が、前期修習の代替たり得ないことはいうまでもない)。

(3) このような条件の下では、実務修習と集合修習(現行型では後期修習)がうまく干涉しあい連携していくことが必須であり、根本的に両者の関連を見直して考えることが必要になったというべきである。そのようにしなければ、実りある修習は期待できない反面、それがうまく機能したときは、結果として二回試験不合格の数字は低下していくことになるだろう。

3 民事弁護科目の二回試験

民事弁護科目の二回試験は、これまで(最終)準

備書面の起案を中心として出題されてきた。これは、民事弁護教官室が、口頭弁論終結直前における訴訟代理人の書面を起案させることが、民事弁護実務の各分野に共通して求められる、法律構力・相手方の主張に対する反論・証拠の評価とその合理的解釈・説得力ある主張の展開といったものについて、修習生の実力を最も客観的且つ総合的に判断できると考えているからであり、今後もすぐに変更されることはないと思われる(修習生の数が増え、採点方法も今まで以上に工夫が必要となるとはいうものの、民事弁護科目の特色ということを考慮すると、例えば「サマリー起案」のようなものを考えるといても、それが二回試験の出題方法として適切なものといえるのかは難しい問題である)。

4 実務修習に一層期待されるもの

(1) 実務修習では、個別指導担当弁護士の個性ある活動の実際を経験することが中心となることはいうまでもないが、これまで以上に、弁護実務の基礎を意識した指導が期待される。

例えば、各種書面の起案をさせる場合、起案を添削するだけでなく、時間的余裕のある限り、証拠に基づく法律構成や彼我の主張の妥当性等に関する徹底した議論が望まれる。修習生は、議論好きではあるが、実務的な視点において必ずしもその方向性が定まっているとはいえないので、これを実務修習において習得させることは、今後特に要望されるものの一つであろう。

また、保全・執行については、法科大学院によってバラツキが大きいと思われるので、実務修習において、すべての修習生がその基本を身につけておくことが期待される。殊に民事保全申立書の起案は、保

全手続き全体を具体的事案によって鳥瞰するためにも、また手持ち証拠の評価や、それに基づく合理的な法律構成、説得力ある文章作成の訓練にも大変有用である。

その他、尋問技術、契約書等訴訟外書面の作成、さらには弁護士倫理と、実務修習への要求は尽きないけれども、個別指導担当弁護士の理解と協力を仰いでいかななくてはならない。

(2) そのような実務修習において、常に修習生に示した意識させたいのが、司法研修所から配布されるいわゆる白表紙（「民事弁護の手引」「民事執行」「民事保全」「民事弁護における立証活動」等の教材）である。これらは、民事弁護教官室が長年に亘って

改訂を繰り返し、民事弁護の基礎はもとより、かなり専門的な論点をも簡潔にまとめた、いわば叡知の結晶であり、修習生だけでなくわれわれ弁護士の共通の財産といえるものだからである。これら教材の十分な理解が、集合修習・後期修習においてはもちろん、その後の法曹実務家としての活動にとっても、極めて大切なものとなることは明らかなのである。

5 以上述べてきたことは、新修習の修習生が3,000人に達するのを目前に控えて、急ぎ検討しなければならない事柄であり、日弁連及び各単位会の司法修習委員会の委員をはじめ、弁護士会全体の問題として幅広い意見の交換とその集約が求められるところである。

刑事弁護教官経験者

会員 蛭田 孝雪 (39期)



1 はじめに

司法研修所の刑事弁護教官を、2005（平成17）年1月から2008（平成20）年3月まで務め、その間、新司法試験合格者を含め、58期から現行61期まで5クラスを担当してきた。また、新61期では実務修習地（神戸―徳島―高松）への派遣講義も行った。

この刑事弁護教官の経験からは、刑事弁護における個別修習の重要性が、今後増々大きくなっていくと考えている。そこで、忙しい中個別修習を担当さ

れる弁護士の方々に、是非お願いしたいことを含め、私なりの個別修習への思いを述べてみたい。

2 刑弁スピリット

(1) 修習生への意識改革の必要性

研修所では、民事系科目として、民事裁判、民事弁護の2教科が、刑事系科目として、刑事裁判、検察、刑事弁護の3教科がある。修習生はいずれの教科についても、近い将来実務家となるべく、いろい

るなことを学び取ろうとする意欲が高い。

しかし、刑事弁護に目を向けてみると、修習生の多くは、弁護人は刑事訴訟法に基づく刑事手続きの中の1人といった意識しかなく、そのため事件を外から客観的に見ようとしてしまう傾向がある。

被疑者・被告人（以下「被告人」とのみ表示）を守ること、この刑事弁護の本質からは、多くの修習生が有する、この弁護人のイメージをできるだけ早く払拭することが重要と考えている。

(2) 刑弁スピリットの伝授

そのため、研修所の前期修習（新60期については導入研修）では、刑事弁護の本質を“刑弁スピリット”と名付けて、講義や起案講評等の中で、弁護人の果たす役割の大切さを時間をかけて伝えてきた。被告人を守り、助けることができるのは弁護人しかないこと、被告人の立場に立って、事実を光をあてることの重要性等々である。

同時に、人質司法、調書裁判、自白の偏重、公判の効率化の存在も指摘し、これら現在の刑事手続きの歪みの中で、刑弁スピリットの果たす役割の大きさも知ってもらった。

こうした刑弁スピリットによる意識改革の後に、修習生は実務修習に入っていた。

(3) 不安

ところで、研修所での前期修習は59期までは3ヵ月間であったが、60期からは2ヵ月間と短縮された。しかも、刑事系3科目は民事系2科目よりカリキュラムの時間数が少なくなっている。また、新司法試験合格者に対しては、新61期以降研修所での修習がないまま、いきなり実務修習となっている。

そして、新60期及び新61期の修習生によれば、

刑事弁護固有のカリキュラムを行っている法科大学院は少なく、まして無罪の弁護要旨を起案した者は、ほとんどいないとのことであった。

すなわち、修習生の多くは、刑事弁護の本質（刑弁スピリット）を意識しないまま、あるいは不十分なまま実務修習に入っていくことになるが、非常に不安である。

3 個別修習の重要性

(1) 個別修習の意義

個別修習の意義は、何ととっても実際の事件に触れ、体験できるということにある。たとえば、修習生は、接見等で弁護人と被告人とが行うやりとりを直接体験し、場合によっては被告人と話すことができる。

研修所の前期修習では、かつてカリキュラムの中に模擬接見があった。しかし、時間短縮の関係でこれを行うことが困難となっており、修習生にとっては個別修習での接見が大切な体験となる。

また、個々の刑事事件ではその特質を掘みとり、弁護方針を組み立てていく。しかもそれを新たな事実や証拠の発見等で修正していく。こういったことも個別修習ならではの体験であろう。

さらには、裁判官や検察官希望者に対しても、具体的事件をもとにした弁護人の考え方、事件や被告人に対する、弁護人の思いを学ばせる唯一の機会といってもよい。個別修習は、実務家になるべく、修習生にとって非常に重要な意義を有しているといえる。

(2) 今後さらに重要性は増す

個別修習でのいろいろな実務体験、これをより実

りあるものにするには、刑事弁護の本質、すなわち刑弁スピリットを十分意識させて行うことが大切と考えている。

これまで行っていた研修所での意識改革、これが十分に行い得ない状況となる中で、個別修習の重要性は今後さらに増すことになるだろう。

特に、法科大学院での刑事弁護固有のカリキュラムがないまま、いきなり実務修習に入る新司法試験組の修習生に対しては、このことがより大きくいえるのではないだろうか。

4 個別指導担当弁護士に望むもの ——刑弁スピリットの伝授を

(1) 心配

刑事弁護の本質は被告人を守ることにある。このことを十分意識せずに漫然と実務修習での時間を過ごす。こんな修習生がそのまま実務家として刑事弁護を行った場合、十分な接見ができるだろうか、現場に足を運ぶだろうか、書証の同意・不同意を被告人の利益から判断できるだろうか、身体拘束への抵抗は、弁論要旨は…等々、やはり心配である。

(2) 刑弁スピリットの伝授を

個別指導担当弁護士の方々には、是非お願いしたいことがある。個々の修習とともに、刑事弁護の本質が、何よりも被告人を守ることに、これは検察側からの攻撃からだけではなく、時には、世論からの攻撃からも守らなければならないことを、修習生に教えて欲しい。

研修所では、この刑弁スピリットを、具体的事例や体験談も交え伝えたことで、修習生は刑事弁護の大切さだけでなく、積極的に刑事弁護を行ってい

うという意欲を持ってくれた。現に早々国選弁護を受任し、がんばっている者も多くいる。

司法修習制度の変革の中で、被告人のための刑事弁護、これをいつまでも変革させないためにも、刑弁スピリットの大切さを伝えていただくことを、個別指導担当弁護士の方々に是非お願いしたい。

(3) その他

実務修習から帰ってきた修習生に聞くと、刑事弁護の修習はとても興味が持て、そして良い体験ができたとの返事が返っている。ただ、事件を最初から最後まで通しての修習ができなかったのが残念とのことであった。

そこで、これは短い期間の中で大変難しいことと思うが、接見から弁論まで、ひとつの事件を通しての、刑事弁護修習をお願いできればと思っている。

5 最後に

多忙な弁護業務の中で、個別修習を担当されることは大変なことだと思う。

しかし、修習生の多くは、個別指導での刑事弁護の体験を非常に有意義であったと感謝している。

刑弁スピリットに裏打ちされた刑事弁護の大切さ、これを少しでも多く体験させていただきよう願って、私の個別修習への思いを終わりにしたい。

3 座談会 修習と修習生の現状を語る

個別指導担当に対し漠然とした不安を抱いている会員も少なくないのではないだろうか。今、個別修習はどのように行われているのか。修習生の気質など、自分たちの頃と違いはあるのか。修習生を間近に見ている会員の意見を聞いてみた。なお、今回は、より具体的な意見をお聞きするため、敢えて会員名を伏せて座談会を行った。
(司会・構成：深草 剛志)

1 自己紹介と修習との関与

司会：本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今日は、修習制度の一端を担い、修習生を間近にご覧になってきた皆様にお集まりいただき、修習生及び修習制度について大いに語っていただきたいと思います。率直なお話を伺うという趣旨で、本日は皆様のお名前を伏せさせていただきます。それでは、最初に、自己紹介と修習生との関わりについて、簡単をお願いします。

A会員：私は、40期前半ですが、個別指導を担当し始めた頃、個別指導担当となるには、確か、最近短くなったと聞いていますが、弁護士経験10年以上という要件がありました。ですから、ちょうどその10年目という要件を満たしたときに、「おつとめ」かなというのが正直な気持ちで始めました。「おつとめ」というのは、私も、東京弁護士会で修習させていただいて弁護士になったという思いがありましたから、一人は面倒を見なければ、と。そういう気持ちで手を挙げたのが、個別修習の担当となったきっかけです。それから、毎年担当しております。法科大学院出身者も2人目です。

B会員：私は、50期前半としておいて下さい。個別指導担当をしたことはありませんが、私の所属している事務所には、コンスタントに修習生が来ています。そのサポートという形で、修習生と

接しています。

C会員：私は50期後半で、まだ個別指導担当はできません。うちの事務所には、毎年修習生が来ますから、指導のお手伝いをすることはあります。年齢も近いし、接点は多いと思います。

司会：C会員には、より修習生に近い立場ということでお話を伺いたいと思っています。皆様、よろしくをお願いします。

2 指導担当への不安

司会：会員の中には、指導担当に対する漠然とした不安を感じていて、そのために指導担当に手を挙げられない人もいるのではないかと思います。その意味で、最初に皆様が苦勞されている点からお伺いしたいと思います。

A会員：結果的には苦勞していませんね。修習生とキャラクターが合うかという問題があると思うのですが。例えば、私の所に来た修習生と、最初に、地方の裁判所で待ち合わせをした時、待ち合わせの階を間違えてしまったんですよ。その日は、証人尋問でしたから、約束通りに会えないと、カチンときますよね。でも、その修習生は、その後、極めて誠実な青年というか、律儀な人物であることが分かり、結果的には、キャラクターが合わないということも

なく、何の問題もなかったんですけど、最初にそういう経験をして、互いに悪い印象を抱えたままですと、後は2、3ヶ月とはいえ付き合っていくのはつらいかもしれませんね。

B会員：反応がない人だと、やりにくいところはありますよね。端から見ていて、指導担当の弁護士と修習生とが人格的に衝突して困るというケースって、そうそうないと思うんですよ。ただ、最近増えたかなと思うのが、反応がない修習生。この人は、修習をどう思ってやっているのか、この事件に対してどういう考えをもっているのか、見ていて分からないんですよ。記録を読むとか、言われたことは淡々とやるんですよ。何ていうんでしょう…、感想とか本当に言ってこないし、敢えて聞き出せば、通り一遍のことは言うんだけど、本当に通り一遍の感想だけで、会話が續かないっていうか。

A会員：何というか、主体性のない修習生が増えたかもしれません。ちょっと脱線するかもしれないけれど、最近、答弁書を書いてごらんとか、僕が起案するからチェックしてごらんとか、ちゃんとできるんですよ。でも、訴状を書いてごらんとか、とたんに固まっちゃうんですよ。

一同：そうそう。

A会員：要件事実は要件事実として勉強しているんだけど、それが具体的な事実と結びつかない。

C会員：その点は、個人差もあると思っています。もちろん、私は、以前との比較はできませんが、やはり、受け身で来ている修習生は、こちらとしてもどう接してよいか分からないという印象はあります。また、例えば、刑事事件を裁判官的な目で見て、結論を出してしまっただけで、そこから先のイメージがわからないということはあるのかなという気がします。

3 修習生に対してすべきこと

司会：自分自身の仕事を顧みて、修習に適していないのではないかというか、裁判実務が少ないというか、そういう点は、個別指導を担当するにあたり、問題になりますか。

A会員：僕は、修習生に、「全部見たければ全部見せるよ。もちろん、選択しても良いけれど」と言います。これは、私も自分の指導担当の先生から言われたことなんだけれど、弁護士の生き様の一端を見せるっていうか。夜、一緒に会合に行って、朝来てみたら書面ができています。これは、どういう訳だと感じてもらう。弁護士って面白いじゃないかと。検察官志望だから、刑事弁護を見たいという人がいれば、そういう人に何が提供できるかというのが、我々が考えていることです。だから、今の発言になるんです。

B会員：私は、依頼者との関わりの部分を見せるべきだと感じています。事件そのものは、立場は違うけれど、裁判修習でも見られますが、事件の当事者の立場に立って、その一方の意見しか聞いていない弁護士がどう対応していくのかとか、依頼者に対する言い訳…というか、説得というか、まあ、そういったことは弁護修習でしか見られないと思いますし。だから、事件の多い、少ないというのはあまり関係がないのではないのでしょうか。ただ、そういう意味では、事務所によっては微妙というかセンシティブな案件が多く、修習生があまり相談に参加させてもらえない、という話も聞きますが、それだと、弁護修習の肝、と私が勝手に思っただけですが、その肝である依頼者との関わりの部分を見せられないという問題もあるかもしれません。

C会員：私が修習生だった時に、事務員さんから教

えてもらうこともあって、弁護士になって幅広く考えるとそういうのも重要なと思います。報酬の決め方なども教えてもらって、そういうのは、弁護士になってから役に立っているなどと思います。

司会：ところで、私などは、弁護修習中は、食費が浮くというか、おごってもらえるというか、そんな凶々しいことを考えていましたが。

B 会員：今は、人数も違うし、そこら辺はだいぶ変わってきているのでは。

A 会員：そういうことは、節度をもって、と言われているけれど。

4 修習期間の短縮について

司会：期間が短いのは影響しますか。2ヶ月だと、国選の自白事件でも、判決まで、ぎりぎりではないかと思うのですが。

A 会員：我々の時は、刑事事件は一審と控訴審を取れと言われた。4ヶ月あると違ったものを見せられるというか。

C 会員：私は、1年半でした。ただ、期間の問題を言われちゃうと、修習生が選んだわけではないですから。

A 会員：期間の問題を言うのはおかしいとは思いますがね。修習生のせいではないわけですから。短いなら、それに合わせて指導すべきだと思いますね。事件の動きを見せるために、例えば、私は、修習生が来る前に国選を取りますね。修習生が配属されて1週間以内に接見に行かないと次の活動に移れないから。

司会：旅行も、今は、そんな余裕もないのでしょうか。

B 会員：今もありますよ。

A 会員：新修習は、勉強付きで問題研究があったと聞きました。

B 会員：現行修習は、社会見学的なもので、前と変わっていないと思う。

5 前期修習と二回試験

司会：前期修習がないというのは、個別指導に影響はありますか。

A 会員：確かに、新制度の人は全く起案をせずに配属される人もいますからね。ただ、書面の作成は、それはそれで形を教えてあげれば、できるんですよ。弁護修習から始まると、修習生同士名前も分からない、一体感がだんだん減っているのではないかと懸念しますが。

C 会員：修習生と話をしたことがありますが、確かに、新修習は、前期修習なしで実務修習に配属されますから、そういう面はあるみたいです。

司会：法科大学院出身ということで違いはありますか。バックグラウンドとか年齢層とかが多様化したとか。

A 会員：現行組でも今はバラけてますね。

B 会員：新修習の方が若手が多いような気がします。

C 会員：うちの事務所の法科大学院組だと、仕事してから法科大学院に行って、修習生になったという人がいましたね。やはり、多様化しているのではないのでしょうか。

A 会員：実際に指導しているときに現行組か法科大学院組かを特に意識することはないです。ただ、判例などの調査は、法科大学院組はうまいですよ。法科大学院で、調査についての授業がありますから。

B会員：リーガルリサーチ*1という授業がありますからね。

司会：二回試験を意識して指導するということがあるのでしょうか。新聞（2007年12月19日付日経新聞朝刊など）でも、二回試験の合格率が取り上げられていたことがありましたけれど。

A会員：特に二回試験対策ということはないですね。僕の場合は、法廷に行くときなど、なるべく勤務弁護士を連れて行かないようにしています。修習生が議論に入りにくくなるといけないからです。そして、電車で裁判所まで行くのですが、そのときに、法律構成とか、要件事実などはという会話もします。

B会員：不合格者が増えたといっても、聞いている限りでは、二回試験が難しくなったという訳ではないと思いますが。白表紙と類型別*2をきちんと勉強しておけば、受かる試験という点は変わっていないのではないのでしょうか。

A会員：さっきも話したけれど、要件事実など意識して話すことはあるけれど、二回試験対策そのものをするのは無理ですよ。もちろん、修習生がいろいろな事件に接することができるよう工夫はするけれど。

6 指導担当を考えている弁護士へ

司会：最後に、これから指導担当になる、または指導担当をやってみようか悩んでいる人へ一言、一言じゃなくてもいいですが、お願いします。

A会員：案ずるより産むが易しというか、とにかくやってみたらいいと思います。自然体で良いんです。自分もそうでしたが、やってみたらそれなりにやれると。仕事を手伝ってもらえるといつて、積極的に指導担当をしている弁護士もいますよ。当然、丸投

げできる訳ではないから限度はありますけど。手伝ってもらえる面もあります。

C会員：正直、苦勞の部分はあまり知らないのですが、事務所に修習生がいると、張りがあるというか、活気があるというか、そういう点はありますね。自分自身も、恥ずかしいところは見せられないという緊張感があります。逆に、修習生がいない期間は、少し寂しいという気もします。自分が、個別指導を担当できる時期が来たら、きっと修習生を受け持つと思います。

A会員：刺激になりますよ。やっぱり。新しい感覚が身に付くというか。自分でリフレッシュするから修習生を受け入れているんだと思ったらいいのではないのでしょうか。

B会員：協力弁護士制度*3もあるので、事件の種類が少ないとか、それほど気にする必要はないと思います。バックアップ体制は整っているの、不安に思う必要はないと思います。それに、修習が終わってからも交流が続くようなこともあって、楽しいと思いますよ。

A会員：少なくとも、自分に何かが欠けているからということで、指導担当をしないという選択をする必要はないです。

司会：本日は、お忙しいところを本当にありがとうございました。

*1：法科大学院によって、位置付けや科目名は異なるが、法令や判例等の調査及び分析のための授業が行われている。

*2：白表紙とは、『民事弁護の手引』等の教材であり、類型別とは、要件事実を、「所有権に基づく不動産明渡請求訴訟」のように請求類型別に整理した補助教材のこと。

*3：本特集「1 弁護実務修習 現状と個別指導担当弁護士お引受けのお願い」参照。